

### 「こころの悩み」相談を 行っています

こころの病気や精神的に追い込まれて悩んだり、誰にも相談できないなどお困りの方を対象とした相談を行っています。専門家（臨床心理士）による相談ですので、お気軽にお越しください。  
※電話または窓口で予約をしてください。

- ▼日時 毎月第3木曜日  
午前9時～正午
- ※4月、8月、9月、10月、12月、2月は第1木曜日も行います。広報紙又は2019年度年間行事予定表でご確認ください。
- ▼場所 総合福祉センター2階 相談室
- ▼申込み・問い合わせ 福祉児童課

### 療育相談をご利用ください

発達に心配のあるお子さん、障害を持つお子さんの子育て等で悩みの方を対象とした相談を行っています。相談員は障害を持つ子を育てている保護者です。家庭内での療育や実際の子育てで不安に思っていることなどありましたら、ぜひご利用ください。

- ▼日時 毎月第1金曜日  
午前10時～正午
- ※5月、2020年1月は第2金曜日に行います。
- ▼場所 総合福祉センター3階  
おもちゃ図書館

▼問い合わせ 福祉児童課  
※なお、相談中はおもちゃ図書館の一般の方のご利用はできませんので、ご理解をお願いします。

### 障害のある方の相談窓口 をご案内します

福祉児童課には、障害のある方の相談支援を行うための専門の相談員がいます。福祉のサービスのことや生活のことなどで困っていることがありましたら、お気軽に福祉児童課窓口へお越しください。

- ▼日時 月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～午後4時
- ▼問い合わせ 福祉児童課

### 精神障害者のご家族のため の家族によるピア相談

精神疾患の方を抱えるご家族のための悩み相談です。お気軽にお話しください。

- ▼日時・場所  
◎毎月第4木曜日  
・午後1時30分～3時30分（面談時間）  
・総合福祉センター 2階相談室  
◎毎月第2木曜日  
・午後1時30分～3時30分（面談時間）  
・大口町健康文化センター
- ▼対象者 扶桑町、または大口町に住むの方。どちらでも利用できます。

### 成年後見制度相談を ご利用ください

尾張北部権利擁護支援センターでは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人に対して権利擁護に関する相談や利用支援を行っています。  
成年後見制度の利用に関して、みなさまからの相談をお受けしています。

- ▼電話相談  
・平日 午前9時～午後5時
- ▼巡回相談  
扶桑町の巡回相談日 毎月第4木曜日  
午後1時30分～4時（要予約）
- ▼場所 総合福祉センター2階相談室
- ▼問い合わせ  
尾張北部権利擁護支援センター  
☎0568(74)5888

### 「障害児・者総合相談センター ふそう」をご利用ください

障害児・者総合相談センターふそうでは、障害のある方の地域生活支援を行うため、専門の相談員が福祉サービスのこと、生活のことなど様々な相談に応じます。お気軽にお越しください。

- ▼日時 月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～午後5時
- ▼場所 障害児・者総合相談センター  
ふそう 扶桑町大字柏森字乙西屋敷90番地 ☎(81)6061

### 大規模災害に備えて ストーマ用装具を お預かりします

ストーマ用装具を使用する方が、災害時に住居が被災しストーマ用装具を持ち出せなくなる場合に備えて、ご自身で使用するストーマ装具（概ね10日間分）をお預かりします。

- ▼対象 町内に居住するストーマ用装具を必要とする人
- ▼申込み方法  
①保管するストーマ用装具（概ね10日間分）を保管箱（30cm×20cm×15cm程度、の大きさ）に収納し、身体障害者手帳、印鑑を持参のうえ福祉児童課までお越しください。  
②福祉児童課窓口で「ストーマ用装具保管依頼書」をご記入ください。  
※ご本人以外の方が窓口に来られる場合は、代理の方の身分を証明できるもの（運転免許証等）とご本人の身体障害者手帳を提示してください。
- ▼保管場所 総合福祉センター
- ▼保管期間 ストーマ用装具の品質を保持するため、ご自身の責任において少なくとも1年ごとに1回は入れ替えるようにしてください。
- ▼災害時の対応 保管場所である総合福祉センターへ取りに来ていただきます。

▼平成31年度の児童扶養手当額（月額）

		【現行】平成30年4月～	【改定後】平成31年4月～
本体額	全部支給	42,500円	42,910円（+410円）
	一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円（+410円～+90円）
第2子 加算額	全部支給	10,040円	10,140円（+100円）
	一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円（+100円～+50円）
第3子以降 加算額	全部支給	6,020円	6,080円（+60円）
	一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円（+60円～+30円）

### 平成31年度の児童扶養手当額 について

福祉児童課 内線227  
平成31年度の児童扶養手当額については、平成30年全国消費者物価指数を元に左表のとおり改定されました。

### 扶桑町子ども・子育て支援 事業計画実施状況について

福祉児童課 内線226  
平成24年3月に成立した子ども・子育て支援法に基づき扶桑町においても、扶桑町子ども・子育て支援事業計画を策定し、関連施策を実施しています。その中で、国が定める事業の実施状況を公表します。

事業名等	平成30年度の状況
通常保育事業	定員860名
放課後児童健全育成事業	実施箇所6か所
子育て短期支援事業	未実施
乳児家庭全戸訪問事業	実施
一時預かり事業	実施
時間外保育事業	実施箇所4か所
病児・病後児保育事業	実施箇所1か所
ファミリー・サポート・センター事業	委託
地域子育て支援拠点事業	実施箇所2か所
利用者支援事業	実施
養育支援訪問事業	実施
妊娠健康診査事業	実施

### 平成31年度 土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧について

税務課 内線265  
平成31年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

- ▼縦覧できる方  
①土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる方は、扶桑町内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者  
②家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる方は、扶桑町内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- ▼縦覧期間  
4月1日（月）～5月7日（火）  
午前8時30分～午後5時15分  
※ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。
- ▼縦覧場所 役場 税務課  
なお、縦覧される方は、固定資産税の納税者であると確認できるもの（運転免許証などの本人確認書類）を、代理人の場合は委任状も併せてご持参ください。  
※縦覧帳簿のコピーは、お渡しできません。

## いち はやく 189 児童相談所全国共通ダイヤル

### 「未来へと 命を繋ぐ 189 (いち はやく)」

- ◇ 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたら・・・
- ◇ ご自身が出産や子育てで悩んでいたら・・・
- ◇ 子育てに悩む親がいたら・・・

福祉児童課 内線 229

ためらわずに、行動を起こしてください。児童虐待問題は、社会全体で解決しなければならない重要な課題です。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

※ 連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。